

保証制度の創設について

平成21年6月より施行された「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律」に伴い『中小企業承継事業再生関連保証』を創設しました。

また、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「商店街活性化法」という）」の施行に伴い『商店街活性化事業関連保証』『商店街活性化支援関連保証』を創設しましたので、お知らせいたします。

尚、各保証制度の概要は次のとおりです。

1.【中小企業承継事業再生関連保証制度の概要】

保証制度名	中小企業承継事業再生関連保証
制度の目的	財務状況が悪化している中小企業の将来性のある事業を会社分割や事業譲渡により他の事業者へ承継させ、その再生を図ることの支援を目的とする。
保証対象者	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2に規定にする中小企業承継事業再生計画を主務大臣に提出し、認定を受けた承継事業者である中小企業者に限る（ただし、認定中小企業承継事業再生計画に従って設立される法人を除く。）
保証限度額	2億8,000万円（組合等4億8,000万円）
保証割合	金融機関の選択した責任共有制度の方式によるものとする。ただし、特別小口保険にかかる保証を利用する場合は100%とする。
対象資金	承継事業者が中小企業承継事業再生を実施するために必要となる運転資金及び設備資金とする。
保証期間	10年以内
保証料率	借入金額に対し0.45%～1.90%とする。 ただし、特別小口保険にかかる保証を利用する場合は、特別小口保険の信用保証料率
担保	必要に応じて徴求
保証人	原則として、法人代表者を除き不要
貸付利率	金融機関所定利率

2.【商店街活性化事業関連保証制度の概要】

保証制度名	商店街活性化事業関連保証
制度の目的	商店街が、地域住民の生活の利便性を向上させるために取り組む事業活動に対して支援を強化することにより、商店街への来訪者を増加させ、それにより商店街の活性化を図ることを目的とする。
保証対象者	商店街活性化法第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた商店街活性化法第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、認定商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施するもの。
保証限度額	2億8,000万円（組合等4億8,000万円）
対象資金	商店街活性化事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。
保証期間	原則として、運転資金5年以内 設備資金7年以内（それぞれ据置期間1年以内を含む）。
保証料率	借入金額に対して年0.80%。ただし、別に定める規程に基づき定性要因に係る割引適用あり。
担保	8,000万円超は、原則有担保とする。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
貸付利率	金融機関所定利率

3.【商店街活性化支援関連保証制度の概要】

保証制度名	商店街活性化支援関連保証
制度の目的	商店街が、地域住民の生活の利便性を向上させるために取り組む事業活動に対して支援を強化することにより、商店街への来訪者を増加させ、それにより商店街の活性化を図ることを目的とする。
保証対象者	商店街活性化法第6条第1項に規定する商店街活性化支援事業計画を主務大臣に提出し、認定を受けた下記に掲げるものであって、認定商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施するもの。 一般社団法人（社員総会における議決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る） 一般財団法人（設立に際して拠出された財産の価額の2分の1以上が中小企業者により拠出されているものに限る） 特定非営利活動法人（社員総会における表決権の2分の1以上を中小企業者が有しているものに限る）
保証限度額	2億8,000万円
対象資金	商店街活性化支援事業の実施のため必要となる設備資金及び運転資金とする。
保証期間	原則として、運転資金5年以内 設備資金7年以内（それぞれ据置期間1年以内を含む）。
保証料率	借入金額に対して年1.15%。ただし、別に定める規程に基づき定性要因に係る割引適用あり。
担保	必要に応じて徴求する。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要
貸付利率	金融機関所定利率